

2011年10月5日

## 認定制度（指導医・専門医・認定医）における東日本大震災特別措置の実施について

公益社団法人日本麻酔科学会  
教育委員会・認定審査委員会

2011年3月11日に発生した東日本大震災で被災された方々に先ずは改めてお見舞いを申し上げますとともに、被災地への支援活動に尽力された関係者の皆様にお礼申し上げます。

認定制度における東日本大震災の特別措置を下記のとおり実施しますので、対象の方は、所定の手続きに沿って申請を行ってください。

今回の特別措置については、被災された申請者が審査上不利益にならないよう配慮しておりますが、同時に認定制度としての社会的責任を重視いたしました。したがって、麻酔科指導医・専門医・認定医ともに細則で定められている申請資格についての措置は行わず、主に申請書類の不備や実績評価に対する特別措置を実施することにいたしました。

被災された申請者におかれましては資格を喪失されご勤務に影響を及ぼす可能性もありますが、本学会には、国民へ安全な麻酔を提供するために認定制度の信頼性を維持する義務があることをご理解くださいますようお願い申し上げます。

最後に、今回の特別措置はあくまでも震災の影響を受けた申請者を救済するためのものであり、措置の悪用、虚偽の申請は一切認めません。疑義があった場合は理事会で審議を行い、認定制度細則に基づき認定資格を取消す可能性があることを申し添えます。

### 特別措置実施対象者と期間

対象者：東日本大震災の影響により所定の申請が行えない麻酔科指導医・麻酔科専門医・麻酔科認定医（以下「指導医」「専門医」「認定医」）

対象期間：2011年度の新規・更新申請から開始し、新規申請や更新に影響を及ぼすと考えられる概ね5年後の申請まで

### 申請方法

申請者本人の署名捺印による説明書（被災状況と希望する特別措置を記載）と特別措置を希望する理由により下記のいずれかを提出する。

- ・ 勤務施設等の被災により措置を希望する場合：施設長による証明書 等
- ・ 自宅等の被災により措置を希望する場合：罹災証明書 等
- ・ 被災による怪我・病気療養などにより措置を希望する場合：診断書 等

- ・ 上記の理由であっても証明書の取得が困難な場合：申請者による自己申告書
- ・ その他被災に関わる個人的な理由：申請者による自己申告書

#### 特別措置の内容

##### 申請書類について

- \* 申請書類の提出が困難な場合や申請書類に不備を生じる場合

上記説明書および証明・申告書の詳細を確認して認定審査会で可否を判断する。本会所定の申請書類以外で申請内容を証明できる場合は、その書類の提出を認める。

##### 参加・発表単位について

- \* 他学会・他団体の学術集会などが中止、延期になった場合

中止の場合：下記の申請で参加単位・発表単位を有効とする。

##### <参加単位の申請>

- ・ 震災により中止になったことを証明するもの（開催中止の通知等）
- ・ 参加予定であったことを証明するもの（参加費領収書・事前登録証明書・抄録のコピー等）

##### <発表単位の申請>

- ・ 震災により中止になったことを証明するもの（開催中止の通知等）
- ・ 発表予定であったことを証明するもの（抄録のコピー等）

延期の場合：原則は延期後の日程の単位として認定するが、下記の申請で、本来開催予定であった日時の単位として申請することができる。

##### <参加単位の申請>

- ・ 震災により延期になったことを証明するもの（開催延期の通知等）
- ・ 参加予定であったことを証明するもの（参加費領収書・事前登録証明書・抄録のコピー等）
- ・ 次回申請時にその単位を重複して使用しないことを示す誓約書（申請者本人の署名捺印）

##### <発表単位の申請>

- ・ 震災により延期になったことを証明するもの（開催延期の通知等）
- ・ 発表予定であったことを証明するもの（抄録のコピー等）
- ・ 次回申請時にその単位を重複して使用しないことを示す誓約書（申請者本人の署名捺印）

#### 【注意事項】

本学会主催の学術集会などを含めた参加・発表単位については、2011年度の年次学術集会の参加状況に震災の影響がほとんど見られなかったことから、震災事由による

不参加についての特別措置は行わない。また、全ての資格において申請に必要な単位数の軽減なども実施しない。

#### 震災による専従不足について

- \* 現行の専門医の専従特例（週 1 日以上）更新猶予（暫定申請）指導医の更新猶予の申請理由のひとつとして「震災事由」も認めるが、専従の不足期間の上限は、震災事由の期間も含めて細則どおり専門医の専従特例は 1 年、専門医・指導医の更新猶予は 2 年とする。したがって、例えばすでに 2 年間専従不足である申請者がさらに震災事由により専従できない場合は、更新の猶予は認められない。
- \* 被災した申請者が更新の猶予を認められた場合でも、通常の猶予申請と同様に更新に必要な単位を上乗せする（猶予期間 1 年につき 5 単位）。単位の上乗せを免除する措置は行わない。

#### 【注意事項】

専門医並びに指導医の新規申請には、元来、専従不足期間の特例処置はない。したがって、被災による専従不足期間を必要とされる専従期間（専門医は認定医取得後 2 年以上、指導医は専門医取得後申請までの間に満 4 年以上の専従期間を必要としている）とみなすなどの特別措置は行わない。

#### その他

- ・ 上記記載内容に当てはまらない申請内容については、認定審査委員会で個別に審議を行う。
- ・ 被災した認定病院の取り扱いは、更新申請時に被災した年度の実績だけでなく審査対象の 5 年間全体の実績を評価して審査することとする。

以 上